

毎週火、金曜に発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 水産振興資金の融通要綱の全部改正

告示

鳥取県告示第二百九十五号

水産振興資金の融通要綱(昭和三十六年六月鳥取県告示第三百四十二号)の全部を次のように改正する。

昭和三十七年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

水産振興資金の融通要綱

(目的)

第一条 この要綱は、沿岸漁業の振興を図るため、漁業者等に対し、漁業経営に必要な資金の融通を円滑にす

る措置に関し必要な事項を定め、もつてその経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において「漁業者等」とは、次に掲げるものをいう。

一 沿岸漁業を営む者であつて、漁業協同組合に所属するもの

二 漁業協同組合

2 この要綱において「振興資金」とは、農林中央金庫、鳥取県信用漁業協同組合連合会その他知事が指定する金融機関(以下「金融機関」という。)が漁業者等に貸し付ける資金であつて、次の各号に該当するものをいう。

一 貸付金の種類、貸付の対象となる事業、利率及び償還期限が別表に掲げるものであること。

二 金融機関が特に必要でない認めたものを除くほか、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百

四十六号)の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の保証を受けたものであること。

三 貸付額が貸付対象事業に要する経費の総額に百分の八十を乗じて得た額以内のものであつて、知事が特に必要と認めた場合を除いては、一件につき五万円以上五十万円以内のものであること。

四 償還方法が年一回又は二回の元本均等償還のものであること。

(利子補給)

第三条 県は、金融機関が漁業者等に対し、振興資金を貸し付けたときは、当該金融機関に対し、毎会計年度四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、次の各号により計算した金額の合計額の利子を補給する。

一 当期末における融資残高(期間中途の融資額を除く。)に対し年四分の割合(以下「利子補給率」という。)で計算した金額

二 当該期間内に行なつた融資についてその融資の日

から期末までの期間につき利子補給率で計算した金額

三 当該期間内に償還期限が到来した融資について、その期首から期限到来までの期間につき、利子補給率で計算した金額

(貸付及び利子補給の契約)

第四条 振興資金の融資及び利子補給については、知事が金融機関との間に締結する契約書によつて行なうものとする。

(振興資金の借入れ手続き)

第五条 振興資金を借り受けようとするものは、水産振興資金借入認定申請書(様式第一号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(振興資金の貸付け)

第六条 振興資金の貸付けは、知事が水産振興資金借入資格者として認定したのに対して金融機関が行なう。

2 知事は、前項による認定をしたときは、金融機関に

通知する。

(振興資金貸出実行報告)

第七条 金融機関は、振興資金を貸し付けたときは、水産振興資金貸出実行報告書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(利子補給金の打切り等)

第八条 県は、この要綱に基づく借入金を目的以外の目的に使用したときは、金融機関に対する利子補給を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び検査)

第九条 金融機関は、知事が振興資金の貸付けが適正に行なわれているかどうかを知るために、報告を求めた場合又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和三十七年四月一日から適用する。

2 昭和三十七年度においては、漁業用漁具資金(集魚用発電機購入)の融資に限り、まき網漁業者を第二条に規定する漁業者等とみなし、同条第二項第三号の規定は適用しない。

3 この要綱適用前に貸付けられた振興資金については、なお従前の例による。

四十六号)の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の保証を受けたものであること。

三 貸付額が貸付対象事業に要する経費の総額に百分の八十を乗じて得た額以内のものであつて、知事が特に必要と認めた場合を除いては、一件につき五万円以上五十万円以内のものであること。

四 償還方法が年一回又は二回の元本均等償還のものであること。

(利子補給)

第三条 県は、金融機関が漁業者等に対し、振興資金を貸し付けたときは、当該金融機関に対し、毎会計年度四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、次の各号により計算した金額の合計額の利子を補給する。

一 当期末における融資残高(期間中途の融資額を除く。)に対し年四分の割合(以下「利子補給率」という。)で計算した金額

二 当該期間内に行なつた融資についてその融資の日

から期末までの期間につき利子補給率で計算した金額

三 当該期間内に償還期限が到来した融資について、その期首から期限到来までの期間につき、利子補給率で計算した金額

(貸付及び利子補給の契約)

第四条 振興資金の融資及び利子補給については、知事が金融機関との間に締結する契約書によつて行なうものとする。

(振興資金の借入れ手続き)

第五条 振興資金を借り受けようとするものは、水産振興資金借入認定申請書(様式第一号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(振興資金の貸付け)

第六条 振興資金の貸付けは、知事が水産振興資金借入資格者として認定したのに対して金融機関が行なう。

2 知事は、前項による認定をしたときは、金融機関に

通知する。

(振興資金貸出実行報告)

第七条 金融機関は、振興資金を貸し付けたときは、水産振興資金貸出実行報告書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(利子補給金の打切り等)

第八条 県は、この要綱に基づく借入金を目的以外の目的に使用したときは、金融機関に対する利子補給を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び検査)

第九条 金融機関は、知事が振興資金の貸付けが適正に行なわれているかどうかを知るために、報告を求めた場合又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和三十七年四月一日から適用する。

2 昭和三十七年度においては、漁業用漁具資金(集魚用発電機購入)の融資に限り、まき網漁業者を第二条に規定する漁業者等とみなし、同条第二項第三号の規定は適用しない。

3 この要綱適用前に貸付けられた振興資金については、なお従前の例による。

(別紙4)

(A)

借 還 計 画 書

(直貸の場合)

項目 借入時に よる区分	借入先	借 入 条 件				年 間 償還金 円	償 還 財 源	備 考
		借入総額 円	償還方法	日歩又は 年 利	償還期限			
1 今回借入申込分								
2 既借入分								
3 "								
4 "								
5 今後借入予定分								
6 "								
合 計								
延滞関係								

(別紙1)

(B)

借 還 計 画 書

(組合転貸の場合)

氏 名	借 入		条 件 日歩又は 年 利	保 証 及 び 担 保 関 係	年 間		組 合 に 対 組 合 に 対 す る 資 金 対 する 貯 金	借 入 金	備 考
	借入金額 円	償還方法			償還金 円	償還財源 円			
合 計									

(別紙5)

融 資 後 の 事 業 収 支 計 画 書

区 分	漁 獲 高	収 入	支 出	収 支 実 績		計 画 実 績 の 差 (事 業 効 果)
				(過去3ヶ 年の平均)	円	
漁 業 収 入						
漁 獲 高						
雑 収						
計						

様式第2号

水産振興資金貸出実行報告書

下記のとおり貸出実行しましたので報告します。

昭和 年 月 日

(取扱金融機関)

(代表者名)

鳥取県知事 殿

債務保証書番号 号

貸付先	住所	
	氏名	
資金用途		
貸付金額		
貸付条件	利率	年 分 厘
	貸付月日	昭和 年 月 日
	据置期限	昭和 年 月 日
約定償還	償還期限	昭和 年 月 日
	支払期日	償還元金 残 高 摘 要
	• •	
	• •	
	• •	
備考		

経内 費の 訳	収 支 の 差	漁業支出	出 漁 経 費	
		出 漁 経 費		
		共 通 経 費		
		減 価 却 費		
		計		

- (注) 1 融資対象事業のみ記入のこと。
 2 経費の内訳は、費目ごとに記入のこと。
 3 水産共同利用施設の場合は、本計画書は作成しなくてもよい。
 添付書類 1 事業の所在、地形、交通関係等を記載した平面図(漁業用漁船、漁具、機器の場合は添付の必要はない。)
 2 設計書、設計図及び契約書、見積書(漁業用漁具、機器及び漁船の取得の場合は、設計書及び設計図は添付の必要はない。)
 3 借入者が、漁業協同組合の場合は借入れについての総会又は理事会等の議事録の写又は抄本
 4 必要に応じて、資産負債明細書及び最近の決算書残高試算表
 5 借入者が漁業者の場合は、その者が漁業を営む者であつて漁業協同組合に所属するものであること
 との当該漁業協同組合の証明書

様式第3号

水産振興資金利子補給金請求書

昭和 年度融資分

金融機関名

融 資 先 名	資 金 の 種 類	年 月 日	償 還 額		中 間 融 資 残 高	貸 付 間 日 数	積 累 数	備 考
			約 定 額 (A)	繰 上 還 額 (B)				
小計(資金別)								
計								
合 計								

金 円 也

昭和 年度上(下) 期分の水産振興資金利子補給金を上記計算書により請求します。

昭和 年 月 日

請求者 住所

名 称

代 表 者

氏

名

印

鳥取県知事

殿

昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
[定 一部月極二五〇円(配達料共)]